

証券コード:5480

第142期

定時株主総会招集ご通知



2024年6月26日 (水曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)



神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号 かわさき双輪荘1階

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使ください ますようお願い申しあげます。



議決権行使書 議決権行使期限 2024年6月25日 (火曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネット等 議決権行使期限 2024年6月25日 (火曜日) 午後5時30分行使分まで



株主各位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役社長 久保田尚志

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第142期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nyk.co.jp/investors/stock/meeting.html



東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名(日本冶金工業)または証券コード(5480)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会資料 ウェブサイト

https://d.sokai.jp/5480/teiji/



※上記ウェブサイトは2024年6月5日より2024年9月26日まで開設いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、<u>議決権行使書または電磁的方</u> 法(インターネット等)により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬具

記

1 日 時 2024年6月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

7 場所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号 かわてき 辺崎 正1 降 (本屋の合場で

かわさき双輪荘1階(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

3 目的事項

報告事項

- 1. 第142期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第142期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選仟の件

以上

- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、法令および当社定款第17条第2項に基づき電子提供措置事項から下記の事項は書面から除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号や項番がご送付している書面と一致しておりません。予めご了承ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎議決権行使の際、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎議決権の重複行使
 - ①議決権行使書と電磁的方法(インターネット等)により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ②電磁的方法 (インターネット等) によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。
- ◎本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の関心が高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nyk.co.jp/)に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

メールアドレス: yakin.soukai@nyk.jp

送信期限:2024年6月25日(火)午後5時30分

②その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nyk.co.jp/) に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時 2024年6月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

場所かわさき双輪荘1階(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)



■郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2024年6月25日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函 ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取り扱わせていただきます。



■インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2024年6月25日 (火曜日) 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト: https://evote.tr.mufg.jp/

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

※ 議決権電子行使プラットフォームについて ~機関投資家の皆様へ~

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管理信託銀行等の名義株主様がご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブ サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

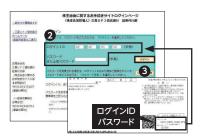
1 議決権行使サイトへ アクセス

(https://evote.tr.mufg.jp/)



1 「次の画面へ」をクリック

② ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に 記載された「ログインID」及び「仮パ スワード」を入力。

(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③「ログイン」をクリック

■議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

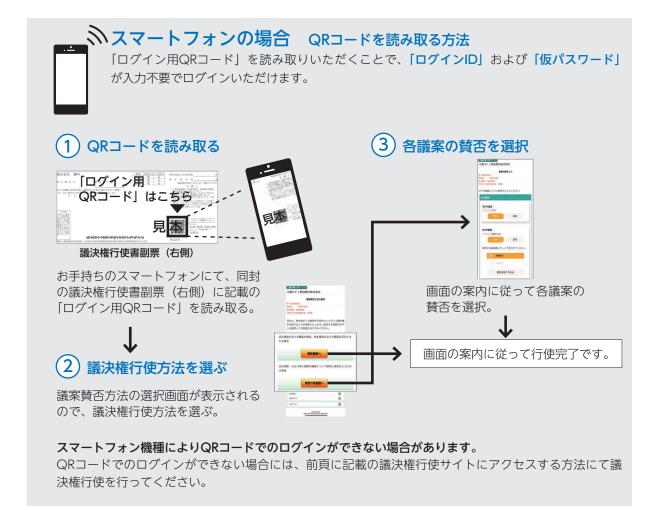
■議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等) は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として 取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。



システム等に関するお問い合わせ、

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

30 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1株につき金100円 配当総額 1,447,382,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 久保田尚志、浦田成己、豊田浩、山田恒、道林孝司、江藤尚美の6氏が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位・担当	当期における 取締役会への出席状況
1	男 性	久保田 尚志	代表取締役社長執行役員社長	14回/14回 (100%)
2	男 性	浦田 成己	取締役専務執行役員営業本部長	14回/14回 (100%)
3	男性	世田浩	取締役専務執行役員	14回/14回 (100%)
4	男性	やま だ ひさし 山田 恒	取締役専務執行役員	13回/14回 (93%)
5	新 任 男 性	秋本 朗	執行役員営業本部副本部長	_
6	再任社外独立女性	えとう なおみ 江藤 尚美	社外取締役	14回/14回 (100%)
7	新任 社外 独立 女性	がかりまりこ	_	_

ぼ た ひさ し 久保田尚志

1955年3月16日生



略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1978年4月 当社入社 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員営業 2004年12月 当社経理部長 本部長 2008年6月 当社取締役経理部長 2018年4月 当社代表取締役執行役員副社長営

2010年6月 当社常務取締役経理部長 業本部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員経理部長 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員社長

2013年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

久保田尚志氏は、経営企画部、経理部、総務部の担当役員、営業本部長等を経験し、当社の経 営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は代表取締役社長として「中期経営計画 2023 の取組みを強力に推進しております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決 定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候 補者としております。



取締役在任年数 16年

取締役会への出席状況 140/140 (100%)

所有する当社の株式の数 18.497株



1960年7月7日生



略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

長兼海外営業部長

1984年4月 当社入社 2021 年 4 月 当社常務執行役員営業本部副本部 2013年6月 当社海外営業部長 2016年6月 当社営業本部副本部長兼海外営業 2022年4月 当社常務執行役員営業本部長 部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員営業本部 2017年4月 当計執行役員営業本部副本部長兼 海外営業部長 2023年4月 当社取締役専務執行役員営業本部 2019年4月 当社常務執行役員営業本部副本部 長 (現任)

取締役候補者とした理由

浦田成己氏は、海外営業部長、営業本部副本部長を経験し、当社のグローバル展開を牽引する とともに、当社の経営においても豊富な経験と知識を有しております。現在は営業本部長とし て、戦略分野である高機能材の拡販推進およびステンレス一般材の顧客基盤の強化に取組み、重 要な販売戦略をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資す るとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者とし ております。



取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 140/140 (100%)

所有する当社の株式の数 7.347株

豊田

ひろし

1961年9月5日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1984年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会 2016年4月 日本経営システム株式会社顧問 社みずほ銀行)入行 2016年5月 同社代表取締役社長 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 2019年6月 当社常任顧問

(現株式会社みずほ銀行) 企業調 2019年6月 当社常務執行役員経営企画部長 **査部長** 2022年6月 当社取締役常務執行役員経営企画

2013年4月 同行執行役員営業第六部長

2013年7月 株式会社みずほ銀行執行役員営業 2024年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 第六部長

2016年4月 同行理事

取締役候補者とした理由

豊田浩氏は、金融機関および経営コンサルティング会社の役職員を歴任し、幅広いネットワー クを有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は経営企画 部、IR・広報部の担当役員として重要課題に取組む他、グループ経営統括およびサステナビリテ ィ推進等の取組みをリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に 資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者 としております。



取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 140/140 (100%)

所有する当社の株式の数 6.428株





1961年8月24日生

再任 男性

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1985年4月 当社入社 2009年4月 株式会社YAKIN川崎(現当社川 **临製造所**) 生産管理室長

2014年4月 当社川崎製造所副所長兼製造部長 2017年4月 当社執行役員川崎製造所副所長兼 2020年4月 当社常務執行役員川崎製造所長

クトチームリーダー

2018 年 4 月 当社執行役員設備企画部長兼MPI

プロジェクトリーダー 2019年4月 当計執行役員MPIプロジェクトリ

-9[^]-

部長

川崎製造所プロセス革新プロジェ 2022年6月 当社取締役常務執行役員川崎製造

所長

2024年4月 当社取締役専務執行役員(現任)



取締役在任年数 2年 取締役会への出席状況 13回/14回 (93%) 所有する当社の株式の数 7.146株

取締役候補者とした理由

山田恒氏は、設備企画部長、川崎製造所長等を経験し、当社の製造や設備に関する豊富な経験 と知識を有しております。現在は情報システム部、グループ環境・知的財産部の担当役員として 重要課題に取組む他、DXの推進等をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締 役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き 続き取締役候補者としております。

あきら

1964年2月22日生

新任 男性

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1986年4月 当社入社 2008年6月 当社新潟支店長 2013年6月 当社販売企画部長

2018年4月 当社東京支店長

2019年4月 当社執行役員東京支店長 2022年4月 当社執行役員営業本部副本部長

(現任)

取締役在任年数

取締役会への出席状況

所有する当社の株式の数 5.961株

取締役候補者とした理由

秋本朗氏は、販売企画部長、東京支店長を経験し、当社の販売部門における豊富な経験と知識 を有しております。現在は営業本部副本部長として、戦略分野である高機能材の競争力向上およ びステンレス一般材の安定的な収益基盤維持に取組み、顧客基盤強化を図っております。これら の豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与する ことが期待されるため、取締役候補者としております。

1956年5月2日生

再任 社外 独立 女性

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1979年4月 ブリヂストンタイヤ株式会社(現

株式会社ブリヂストン)入社

2004年11月 株式会社ブリヂストン広報宣伝部

2009年3月 同社執行役員 総務・コーポレー トコミュニケーション担当

2014年2月 株式会社ゼンショーホールディン グス執行役員グループCC本部長

2014年6月 同社取締役グループCC本部長

2015年1月 同社取締役グループ総務本部長

2020年5月 同社取締役

2020年6月 森永製菓株式会社社外取締役 (現

任) (2024年6月退任予定)

2022年6月 日清オイリオグループ株式会社社 外取締役 (現任)

2022年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

日清オイリオグループ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

江藤尚美氏は、製造業において業務を経験し、外食・小売産業等において経営に携わる等、コ ーポレートコミュニケーションならびにESG関連等の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識 を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏 まえ、引き続き当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としてお ります。なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の 委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。



取締役在任年数 2年 取締役会への出席状況 14回/14回(100%) 所有する当社の株式の数 1.200株

1966年8月23日生







略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

社みずほ銀行)入行

1999年9月 世界銀行入行

2005年5月 PwCアドバイザリー株式会社 (現PwCアドバイザリー合同会 計)入計

2015年7月 プライスウォーターハウスクーパ ース株式会社(現PwCアドバイ ザリー合同会社) PPP・インフラ 部門ディレクター

1989年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会 2023年2月 株式会社ドリームインキュベータ プリンシパル

2024年4月 同社フェロー (現任)

(重要な兼職の状況) 株式会社ドリームインキュベータ フェロー



取締役在任年数

取締役会への出席状況

所有する当社の株式の数 0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小川麻理子氏は、国際機関およびコンサルティング会社において業務を経験し、グローバルレベ ルでの視点から企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活 かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。な お、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役 員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 2 江藤尚美、小川麻理子の両氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づ く、独立役員の要件を満たしていることから、各氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定 であります。
 - 3 当社は江藤尚美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低 責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏 が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また小川麻理子氏の選任が承認された 場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して おり、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受ける ことによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。 各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新 時には同内容での更新を予定しております。
 - 5 江藤尚美氏は、日清オイリオグループ株式会社社外取締役に就任しております。日清オイリオグルー プ株式会社と当社の間に、特別な関係はありません。 また、小川麻理子氏は、株式会社ドリームインキュベーターフェローに就任しております。株式会社 ドリームインキュベータと当社の間に、特別な関係はありません。

第3号議案 監査役1名選仟の件

本総会終結の時をもって、監査役 川端泰司氏が任期満了となりますので、監査役 1 名の選任を お願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

わかまつ そういち

1957年10月31日牛

新任 社外

独立 男性

略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)

1980年4月 日本精線株式会社入社

2007年6月 同社経理部長

2011年10月 同社介画管理部長

2013年4月 同計事務部長(兼)企画管理部長

2015年4月 同社事務部長

2016年4月 同社枚方工場副工場長

2018年6月 同社常勤監査役 (現任) (2024

年6月退仟予定)

社外監査役候補者とした理由および期待される役割

若松壮一氏は、製造業において長年にわたり経理部門を中心に勤務し経理部長を務めるなど、 財務および会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらの経験と知識を活か し、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。



監査役在任年数

取締役会への出席状況

監査役会への出席状況

所有する当社の株式の数 0 株

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 若松壮一氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件 を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
 - 3 若松壮一氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第 425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結する予定であります。
 - 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して おり、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受ける ことによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。 候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時 には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。 補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ほしかわ のぶゆき

星川 信行 _{1970年8月15日生}

略歴(重要な兼職の状況)

2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2015年6月 同事務所代表社員(現任) 2003年10月 弁護士登録

弁護士法人星川法律事務所入所

補欠の社外監査役候補者とした理由および期待される役割

星川信行氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、十分な見識を有しております。同氏には、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場から当社の監査業務を実施していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者としております。



所有する当社の株式の数 ○株

- (注) 1 星川信行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。 星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 4 星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキル項目を①企業経営、②販売(国内・国外)・マーケティング、③製造・設備・研究開発、④財務・会計・人事、⑤グローバル、⑥IT・リスク管理と特定しております。

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを備えるメンバーにより構成されます。

				スキル項目						
	氏 名			当社における地位	企業経営	販売(国内・ 国外)・マーケ ティング	製造・設備・ 研究開発	財務・ 会計・人事	グローバル	I T・ リスク管理
久傷	田	尚	志	取締役会長	•	•		•		
浦	\blacksquare	成	己	代表取締役社長執行役員社長	•	•			•	•
小	林	伸	互	代表取締役執行役員副社長	•			•		•
豊	\blacksquare		浩	取締役専務執行役員	•			•	•	•
Ш	\blacksquare		恒	取締役専務執行役員	•		•			•
秋	本		朗	取締役常務執行役員	•	•				
谷		謙	=	社外取締役	•	•			•	
菅		泰	Ξ	社外取締役	•			•	•	
江	藤	尚	美	社外取締役	•			•		•
小	Ш	麻玛	■子	社外取締役	•			•	•	
木	内	康	裕	常勤監査役	•	•		•	•	•
小里	時寺	俊	博	常勤監査役	•			•		•
星	谷	哲	男	社外監査役	•			•	•	
若	松	壮	_	社外監査役	•		•	•		

(注) 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、代表取締役、取締役会長および取締役社長はその後の取締役会にて選定いたします。 以 上

事業報告(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の状況

● 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の縮小に伴い、 民間設備投資やインバウンド消費をはじめとした経済活動が回復へ向かう一方、人手不足による 建設事業の着工遅れや円安の進行に伴う資材価格等の上昇、欧州・中東における地政学的リスク の長期化、中国経済減速の影響など不安定な状況が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、自動車等輸送機器の生産回復による需要増はみられた ものの、半導体製造装置向けの在庫調整継続や建設事業の着工遅れ等により、全体として需要は 低調に推移しました。

当社グループの戦略分野である高機能材(ステンレス鋼や合金の中で、高耐食性、耐熱性、高強度、熱膨張制御、軟磁性等、優れた機能性を持つ材料をいいます。)につきましては、インドでの火力発電所排煙脱硫装置向けをはじめとする環境・エネルギー分野では堅調に推移しました。家電製品向けシーズヒーター材やバイメタル材等の耐久消費財分野でも在庫調整が進展しましたが、下半期にかけてLMEニッケル相場^注の下落に伴う先安感や中国経済の停滞によりプロジェクトの延期が相次ぐ状況となり、全体として需要は低調に推移しました。

(注) ロンドン金属取引所 (LME) で取引されるニッケルの価格相場

第142期(2024年3月期連結業績)

売上高	180,341	百万円	前年度比 9.5 % の減少 🏻
経常利益	19,128	百万円	前年度比 31.0 % の減少 🏻
親会社株主に帰属する当期純利益	13,565	百万円	前年度比 31.2 % の減少 🔼

当社グループではこのような外部環境に対応して、需要に応じた生産体制にシフトしつつ、「中期経営計画2023」で掲げた施策を着実に遂行し、適正なロールマージンの確保および徹底したコストダウンを実施してまいりました。その結果、当社における当事業年度の販売数量は前年同期比23.3%減(高機能材15.1%減、ステンレス一般材25.2%減)となり、当連結会計年度の売上高は1,803億41百万円(前連結会計年度比189億83百万円減)、経常利益は191億28百万円(前連結会計年度比86億10百万円減)、親会社株主に帰属する当期純利益は135億65百万円(前連結会計年度比61億38百万円減)となりました。

剰余金の配当に関しましては、当社は事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを考慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり100円の実施を予定しております。これにより当期の年間配当は、2023年9月30日を基準日とした中間配当(1株当たり100円)と合わせ、1株当たり200円となります。

【「中期経営計画2023」の概要】

- 1. 「中期経営計画2023」での目指す姿 「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献!
- 2. 「中期経営計画2023」の基本戦略
 - ①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供 <主要施策>
 - ・成長分野(環境・脱炭素など)、ターゲット市場(中国・インドなど)への高機能材の拡 販
 - ・中国合弁会社を主軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充(鋼種・サイズ)
 - ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持

②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

<主要施策>

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立
- ・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保(カーボンレス・ニッケル製 錬など)
- ・原料調達の多様化により継続的なコスト競争力強化
- ③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

<主要施策>

- ・中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画の立案・実行(年間100億円以上)
- ・DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画

〈設備投資金額(3か年合計)〉

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 注	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

(参考:減価償却費3か年合計185億円)

(注) コーポレート基盤強化:研究開発、環境対応、システム関連等

【中期経営計画の施策に関わるトピックス】

- 1. 今後成長が期待される分野、市場での製品開発や拡販の具体的な成果
- ・化学プラントや環境分野等で幅広く用いられる高耐食ニッケル合金NAS NW276の超広幅・極厚プレート材の製品化に成功した。合弁会社(南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司)を通じて協力関係にある南京鋼鉄股份有限公司の広幅圧延機と当社がこれまで培った圧延技術を組み合わせ、世界最大級のサイズ(幅3900mm×厚さ50mm)を実現した。これにより大型構造材を製造する際、材料をつなぎ合わせる溶接回数を減らせることで、施工コストの削減と工期短縮が可能となる。今後、これらの需要が多い当社ターゲット市場の中国・インドにおいて拡販が期待される。
- 2. 多様な製品を安定的かつ効率的に生産する生産体制の構築
- ・戦略設備投資の一環として進めてきた川崎製造所薄板工場の高精度・高性能スリッターライン(High Precision and High Efficiency Slitting Line、HSL)が稼働を開始。
- ・「カーボンレス・ニッケル製錬への挑戦」の施策であるエネルギー転換として、大江山 製造所のロータリーキルンのエネルギー源を石炭からLNGへ転換することを決定。本投 資は環境省の「SHIFT事業」における補助金対象に採択が決定している。
- 3.環境変化に左右されない強固な経営基盤の確立
- ・DX推進プロジェクトチームを発足させ、部門横断的な業務改革とシステム基盤の再構築に着手。
- ・LMEニッケル相場が下落する中、ロールマージンの確保により収益・財務基盤を強化。 自己資本比率は過去最高となる40.7%に達した。
- 4.ESG課題に関連する主な取組み
- ・これまで発行してきたサステナビリティレポートをさらに充実させ、財務・非財務情報を統合的に報告する「統合報告書2023」を発行。
- ・経済産業省が推進する「GXリーグ」に参画。
- ・GXリーグ「グリーン商材の付加価値付けに関する提言書」に基づき普通鋼電炉工業会 環境配慮型電気炉鋼材WGへ参加。

【「中期経営計画2023】初年度(2023年度)実績と最終年度(2025年度)目標数値】

	2023年度実績	中期経営計画最終年度 (2025年度)目標
高機能材部門 売上高比率(単体)	49%	50%
EBITDA (連結)	254億円	200億円以上
ROE(連結)	16.0%	10.0%
総還元性向(連結)注1	21.4%(配当性向)注 2	35%
CO ₂ 削減率 (2013年度対比単 体)	- 注3	▲46%以上
(参考)ネットD/Eレシオ	0.68	0.5~1.0

- (注) 1 企業価値向上のために戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元として安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性向35%を目指します。
 - 2 当期末配当を1株当たり100円として実施し、2023年度通期では1株当たり200円の配当となることで、2023年度の配当性向は21.4%となります。それに加え、当社取締役会決議に基づき2024年5月10日より実施している自己株式取得(後記、「会社の株式に関する事項 7.その他株式に関する重要な事項」に記載しております。)によって、2023年度の総還元性向(連結)は35%程度となる予定であります。
 - 3 2023年度のCO 2 削減率は集計中のため記載しておりません。なお、2022年度実績は▲49.2%であります。

2 設備投資の状況

当社グループにおきましては、将来を見据えた構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。当事業年度は、戦略設備投資の一環として川崎製造所薄板工場の冷間圧延機の新設・改造を進めました。その他、川崎製造所・大江山製造所における事業強化のための投資、省エネルギー関連投資、システム関連投資、リスク対応投資、老朽劣化対応投資を実施いたしました。

当連結会計年度の実績は、83億1百万円となりました。

3 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金より充当いたしました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、欧州、中東における地政学的リスクによる世界経済の分断と混乱の長期化、中国経済の停滞による当社グループの戦略分野である高機能材の需要低迷、東アジアの過剰設備等を背景にしたステンレス一般材の国内市場への流入と定着、国内で急速に顕在化している人手不足による生産・投資案件の遅延など、先行き不透明な状況が続いております。こうした環境の中で「レジリエントカンパニー」として持続可能な成長の実現に向け個々の課題に対処していく必要があります。

当社グループといたしましては、昨年策定した「中期経営計画2023」の主要施策を着実に実行し、中でも成長分野(環境・脱炭素など)、ターゲット市場(中国・インドなど)での高機能材拡販に向けた製造技術の開発および効率的な生産体制の構築、リサイクル原料使用拡大をはじめとした原料多様化によるコスト競争力強化を推進することにより、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。また、カーボンニュートラル・資源循環型社会実現への貢献を通じて持続可能な成長の実現に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう、 お願い申しあげます。

3. 財産および損益の状況 1 直前3連結会計年度

区 分		第139期 2020年度	第140期 2021年度	第141期 2022年度	第142期 (当連結会計年度) 2023年度
売上高	(百万円)	112,482	148,925	199,324	180,341
経常利益	(百万円)	4,990	12,807	27,738	19,128
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,764	8,471	19,703	13,565
1 株当たり当期純利益	(円)	247.85	561.25	1,316.79	933.64
総資産	(百万円)	161,230	187,494	222,294	219,988
純資産	(百万円)	55,127	62,169	79,619	89,738













② 直前3事業年度

区	分	第139期 2020年度	第140期 2021年度	第141期 2022年度	第142期 (当事業年度) 2023年度
売上高	(百万円)	90,059	124,778	177,529	152,383
経常利益	(百万円)	4,285	10,413	24,761	17,203
当期純利益	(百万円)	3,375	6,723	17,853	12,542
1 株当たり当期純利益	(円)	222.13	445.28	1,192.78	862.97
総資産	(百万円)	146,246	171,511	200,407	197,897
純資産	(百万円)	49,572	54,877	70,269	78,721

⁽注) 第140期(2021年度) 期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日) 等および「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日) 等を適用しています。

ご参考 当社の売上高内訳表

区	分		第141期 2022年度(A)	第142期 2023年度 (B)	前期比(B)/ (A)
高機能材	販売量	千トン	43.6	37.0	84.9%
同核形例	売上高	百万円	75,255	74,735	99.3%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	171.2	128.0	74.8%
ヘノンレ	売上高	百万円	99,758	76,034	76.2%
○ □ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	販売量	千トン	4.1	2.7	66.4%
OEM材	売上高	百万円	1,474	1,022	69.3%
その他	売上高	百万円	1,041	592	56.9%
合 計	売上高	百万円	177,529	152,383	85.8%
うち輸出	売上高	百万円	51,099	50,836	99.5%

4. 重要な子会社等の状況 (2024年3月31日現在)

1子会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接 鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならび に加工
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業 受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工 砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	百万バーツ 220	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売
南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司	百万元 10	60.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならび に委託加工

- (注) 1 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。
 - 2 南鋼日邦冶金商貿 (南京) 有限公司は重要性が増したため、当連結会計年度より当社の連結の範囲に含めております。

2持分法適用関連会社

会	±	名	資	本	金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社					百万円	%	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに
— 豆亚内(水丸)工					20	49.00	加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

5. 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金の板 (薄板、中厚板)・帯 (コイル)、鍛造品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

6. 主要な拠点等(2024年3月31日現在)

1 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支店	東京支店(東京都中央区)、大阪支店(大阪府大阪市)、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋 支店(愛知県名古屋市)、広島支店(広島県広島市)、新潟支店(新潟県新潟市)
工場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

2 子会社

ナストーア株式会社	本社(東京都中央区)			
	支店 大阪支店 (大阪府大阪市)			
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県茅ヶ崎市)			
ナス鋼帯株式会社	本社(大阪府大阪市)			
	支店 東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)			
	工場 滋賀工場(滋賀県湖南市)			
ナス物産株式会社	本社(東京都中央区)			
	支店 東京支店 (東京都中央区)、名古屋支店 (愛知県小牧市)、大阪支店 (大阪府堺市)			
	事業部 関西加工センター(大阪府堺市)、中部加工センター (愛知県小牧市)			
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)			

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA,INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合弁会社「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

7. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

	^ ** # F	N/ +1		
	企業集団	当 社	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	2,079名	1,151名	43歳 4カ月	20年 1カ月
前年度末比増減	減12名	減5名		

⁽注) 従業員数は就業人員です。

8. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	14,513百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,158
三井住友信託銀行株式会社	2,741

2 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株 (うち 自己株式数 1,023,513株)

3. 単元株式数 100株

4. 当事業年度末の株主数 18,987名

5. 大株主 (上位10名)

株	名	持	株	数	持 株 比 率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)			1,7	千株 795	12.40	%
株式会社日本カストディ銀行(信託□)			5	514	3.55	
日本冶金協力会社持株会			5	501	3.46	
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE		3	381	2.63		
株式会社みずほ銀行			3	311	2.15	
河合映治			3	300	2.07	
日本冶金ナス持株会			2	266	1.84	
楢崎 潤			2	212	1.47	
モルガン・スタンレーMU F G証券株式会社			2	212	1.47	
前島 崇志			1	190	1.31	

- (注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。
 - 2 当社は、自己株式1,023,513株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

① 株式報酬(特定譲渡制限付株式)の内容

2023年7月28日付の取締役会決議により、社外取締役を除く取締役(以下本6.において「対象取締役」といいます。)に対して、次のとおり、特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をいたしました(以下本6.において「本自己株式処分」といいます。)。

払込期日	2023年8月28日
処分した株式の種類および総数	当社普通株式2,956株
処分総額	12,769,920円
株式の割当ての対象者およびその人数ならびに割当 てる株式の数	対象取締役5名 2,956株

当社は、本自己株式処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しました。

(ア)譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日(2023年8月28日)から2053年8月27日までの間(以下本6.において「本譲渡制限期間」といいます。)、割り当てられた株式(以下本6.において「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(イ) 譲渡制限の解除条件・組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも正当な事由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、2023年7月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数(1を上限とする)を本割当株式数に乗じた数の本割当株式の譲渡制限を解除し、残りの本割当株式を無償で取得します。

(ウ) 当社による無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間中に正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で本割当株式を取得します。

② 当事業年度中に取締役、その他役員に交付した株式(特定譲渡制限付株式)の区分別合計

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	当社普通株式2,956株	5名
社外取締役	-	-
監查役	-	-

(注) なお、上記①の本自己株式処分に際して、取締役を兼務しない執行役員9名に対して、特定譲渡制限付株式報酬として当社普通株式3,429株(本自己株式処分との合計6,385株)を交付しております。取締役を兼務しない執行役員に対する処分総額は14,813,280円(本自己株式処分との合計27,583,200円)となります。

7. その他株式に関する重要な事項

2024年5月9日開催の当社取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- ① 自己株式の取得を行う理由 株主還元の充実と資本効率の向上を図るため
- ② 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	528,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.6%)
株式の取得対価の総額	1,850,000,000円 (上限)
取得期間	2024年5月10日~同年6月21日

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
久保田 尚志 男性	代表取締役社長	
小林 伸互 男性	代表取締役	
浦田 成己 男性	取締役	
豊田浩男性	取締役	
山田 恒 男性	取締役	
道林 孝司 社外 独立 男性	取締役	
谷 謙二 社外 独立 男性	取締役	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役
菅 泰三 社外 独立 男性	取締役	
江藤 尚美 社外 独立 女性	取締役	森永製菓株式会社 社外取締役 日清オイリオグループ株式会社 社外取締役
木内 康裕 男性	常勤監査役	
小野寺 俊博 男性	常勤監査役	
川端泰司 社外 独立 男性	監査役	
星谷 哲男 社外 独立 男性	監査役	株式会社焼肉坂井ホールディングス 社外取締役 ホソカワミクロン株式会社 社外取締役

- (注) 1 2023年6月28日開催の第141期定時株主総会において、小野寺俊博氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第141期定時株主総会終結の時をもちまして、監査役小林靖彦氏が任期満了により退任いたしました。
 - 2 取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三、江藤尚美の4氏は社外取締役であります。
 - 3 監査役 川端泰司、星谷哲男の 2 氏は社外監査役であります。
 - 4 常勤監査役 木内康裕氏および監査役 星谷哲男氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・常勤監査役 木内康裕氏は、金融機関における長年の業務経験および当社における経営企画・管理 の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・監査役 星谷哲男氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程 度の知識を有しております。
 - 5 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項 に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し ております。
 - 6 当社は、取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三、江藤尚美、監査役 川端泰司、星谷哲男の6氏を、株式 会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、8回目の分析・評価(対象期間:2023年4月1日~2024年3月31日)を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
 (https://www.nyk.co.jp/sustainability/governance/result.html)

- 8 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、4名の社外取締役を委員として構成する 指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名、報酬等に関する事項について、公 正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 9 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担当
執行役員社長	久保田 尚 志	
専務執行役員	小 林 伸 互	経理部、人事部、総務部担当
専務執行役員	王 昆	技術研究所、グループ環境・知的財産部担当
専務執行役員	浦田成己	営業本部長 営業本部(販売企画部、ソリューション営業部)、販売担当6支店、海外 営業部、海外現地法人担当
常務執行役員	豊田浩	経営企画部長 経営企画部、IR・広報部、情報システム部担当
常務執行役員	山田 恒	川崎製造所長 川崎製造所担当
常務執行役員	永田顕二	原料鉱石部、購買部、大江山製造所担当
執行役員	福田章弘	人事部長
執行役員	秋 本 朗	営業本部副本部長
執行役員	早 川 尚	川崎製造所副所長
執行役員	星野誠	情報システム部長
執行役員	髙橋弘喜	東京支店長
執行役員	新 崎 諭	川崎製造所副所長 設備企画部担当
執行役員	平田茂	技術研究所長

2. 取締役および監査役の報酬等

1 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は、指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえて、2021年2月24日 開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を定めております。また、決定方針の適用対象は、取締役を兼務しない執行役員、および監査役を含むものとし、取締役を兼務しない執行役員の取り扱いは社外取締役を除く取締役と同様としております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等は、ア.基準報酬、イ.株式報酬、およびウ.役員賞与から構成される。但し、経営に対する独立性、および客観性を重視する観点から、社外取締役、および監査役の報酬等は、ア.基準報酬のみとする。

ア.基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は、役位ごとにその金額を定め、原則として月額で固定とし、現金で支給する。

イ.株式報酬の決定に関する方針

株主との価値の共有を図る中長期のインセンティブとして、基準報酬の10%相当の特定譲渡制限付株式を、社外取締役を除く取締役(以下本イ.において「対象取締役」といいます。)に対して、毎年、一定の時期に付与する。当社と対象取締役との間で概要以下の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結する。

- ① 対象取締役は、特定譲渡制限付株式の払込期日から30年までの間で取締役会が定める期間中、当該特定譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- ② 当該期間中に、対象取締役が正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で特定譲渡制限付株式の全部を取得する。
- ③ 当該期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位から正当な理由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12

で除した数(1を上限とする)の割合の特定譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得する。

ウ.役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給する。役員 賞与の総額は、役員賞与の支給対象期間となる事業年度の連結営業利益を業績指標 とし、かつ配当総額、ならびにその他の事項も考慮して支給の可否、および総額を 決定する。支給対象となる役員は当該事業年度末に在任または在職している役員 (社外取締役、および監査役を除く)とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給 する。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの比率の目安は基準報酬10に対し、株式報酬1とする。役員賞与は業績に連動し、業績によっては不支給とする。

3. 役員報酬の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

基準報酬の総額、および役員賞与の総額は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定する。取締役に対する個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定する。

株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会で決定する。 個人別の報酬の内容は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、基準報酬の一定割 合を目安とし、代表取締役社長が決定する。

監査役の個人別の基準報酬額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、監査役の協議により決定する。

2 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において、取締役の基準報酬額を月額35百万円(年額420百万円)以内、取締役の役員賞与を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与を含みません。)、監査役の基準報酬額を月額6百万円以内(年額72百万円以内)と決議いただいております。

上記決議の際の取締役の員数は12名(うち社外取締役0名)、監査役の員数は4名になります。また、上記報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入し、この制度に基づき、取締役(社外取締役を除きます。)に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額42百万円以内、取締役(社外取締役を除きます。)に対して発行または処分される特定譲渡制限付株式の総数を年33,600株(2019年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる調整後の総数)以内とし、特定譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役(社外取締役を除きます。)の間で、概要、上記①1.イ.記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。上記決議の際の取締役(社外取締役を除きます。)の員数は4名になります。

3 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(ア) 委任を受けた者の氏名、地位および担当、ならびに委任された権限の内容 当社の取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の基準報酬、役員賞与および株式 報酬の内容の決定を、代表取締役社長 久保田尚志氏に委任しました。

(イ) 委任した理由

基準報酬は役位ごとにその金額を定め、株式報酬は基準報酬の10%相当としていることから、代表取締役社長が機動的に決定することが適していること、また、役員賞与は各取締役の個別業績を反映した評価配分を行うこととしており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(ウ) 権限が適切に行使されるよう講じた措置

基準報酬、役員賞与および株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、 取締役会が決定しております。また、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議・答申を 受けて、個人別の基準報酬および役員賞与の内容を決定し、個人別の株式報酬の内容は、基 準報酬の10%相当として決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる役 報酬等の総額 買の員数			報酬等の種類別の総額			
	人	百万円	基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (特定譲渡制限付株式)		
取締役 (うち社外取 締役)	9 (4)	300 (31)	158 (31)	128 (-)	13 (-)		
監査役 (うち社外監 査役)	5 (2)	41 (13)	41 (13)	(-)	- (-)		

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査役1名分が含まれております。
 - 2. 業績連動報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して役員賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当事業年度の連結営業利益であり、実績は200億10百万円となりました。当該業績指標を選定した理由は、当社の経営成績を評価するうえで重要な指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、当事業年度の連結営業利益のほか、配当総額およびその他の事項を考慮して支給の可否および総額を決定しております。なお、業績連動報酬等の額は、連結営業利益の絶対額を考慮して算定しているため、目標値は定めておりません。
 - 3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して特定譲渡制限付株式を付与しております。当該特定譲渡制限付株式の内容および交付状況は、「会社の株式に関する事項 6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

3. 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役であります。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社の間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役 江藤尚美氏は、森永製菓株式会社および日清オイリオグループ株式会社の社 外取締役であります。森永製菓株式会社および日清オイリオグループ株式会社と当社の間 に特別な関係はありません。
- ・社外監査役 星谷哲男氏は、株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン 株式会社の社外取締役であります。株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミ クロン株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

2 特定関係事業者との関係

該当ありません。

3 当事業年度における主な活動状況等

● コ尹未り	・皮にのいる土な心動仏元寺
	出席状況、発言状況および
	社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 道林 孝司	当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、日本重化学工業株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
社外取締役 谷 謙二	当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
社外取締役 菅 泰三	当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、株式会社IHI常勤監査役等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。

	出席状況、発言状況および
	社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 江藤 尚美	当期に開催された取締役会14回開催中14回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。 同氏は、株式会社ゼンショーホールディングス取締役等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。
社外監査役 川端 泰司	当期に開催された取締役会14回開催中14回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。 同氏は、日本精線株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。
社外監査役 星谷 哲男	当期に開催された取締役会14回開催中14回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。 同氏は、ING Bank N.V.のマネージングダイレクター在日代表等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、すべての被保険者について、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

4 会計監査人に関する事項

- 1. 会計監査人の名称 八重洲監査法人
- 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由
 - ① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 年額 48百万円
 - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務以外の業務に基づ く報酬

年額 0百万円

- (注) 当社が会計監査人に対して報酬を支払った「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条 第1項に規定する業務以外の業務の内容は、合意された手続業務であります。
- 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 62百万円

- (注) 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は 監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「I. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「II. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「II. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを 有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者と の強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2025年度を最終年度とする「中期経営計画2023」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループー丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、事業環境の変化や予測困難な経営環境を踏まえつつ、2025年の当社創立100周年を越えてその先も持続的な成長を遂げるために、2023年度からの3年間で着手、実施していく施策が取り纏められております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

【「中期経営計画2023」の概要】

1. 「中期経営計画2023」での目指す姿

「『製品と原料の多様化』を追求し、ニッケル高合金・ステンレス市場におけるトップサプライヤーとして地球の未来に貢献 |

- 2. 「中期経営計画2023」の基本戦略
- ①高度化する市場ニーズを追求し新たな価値を生み出す産業素材の開発・提供

<主要施策>

- ・成長分野(環境・脱炭素など)、ターゲット市場(中国・インドなど)への高機能材の拡販
- ・中国合弁会社を主軸にアライアンスの深化・拡大による製品アイテムの拡充(鋼種・サイズ)
- ・一般ステンレス事業における輸入材との差別化領域を拡大し安定的な収益基盤維持
- ②技術の優位性を高め市場環境の変化に対応する効率的な生産体制の構築

<主要施策>

- ・多様な高機能材の安定的な増産を実現する製造技術の開発・確立
- ・新設設備の最大能力発揮と既存設備の強化による操業安定化・生産性向上
- ・カーボンニュートラルに資する将来の製造技術の優位性確保(カーボンレス・ニッケル製錬など)
- ・原料調達の多様化により継続的なコスト競争力強化
- ③環境変化にも揺らぐことのない持続可能な経営基盤の確立

<主要施策>

- ・中長期的な視点での人的資本・研究開発・設備投資計画の立案・実行(年間100億円以上)
- ・DX推進による経営リソースの効率的活用
- ・「信用格付A格」取得を視野に入れた財務基盤の強化
- ・グループ経営プラットフォームの共通化による経営基盤強化

3. 「中期経営計画2023」の設備投資計画 〈設備投資金額(3か年合計)〉

内訳	決裁ベース	検収ベース
戦略投資	115億円	176億円
コーポレート基盤強化 注	55億円	49億円
更新投資	90億円	77億円
グループ会社	50億円	42億円
合計	310億円	344億円

(参考:減価償却費3か年合計185億円)

(注) コーポレート基盤強化:研究開発、環境対応、システム関連等

4. 「中期経営計画2023」の目標数値

「中期経営計画2023」達成目標

	2025年度
高機能材売上高比率 (単体)	50%
EBITDA (連結)	200億円以上
ROE(連結)	10.0%
総還元性向(連結)注	35%
CO 2 削減率 (2013年度対比単体)	▲46%以上
(参考)ネットD/Eレシオ	0.5~1.0

(注) 企業価値向上のために戦略設備投資を積極的に行うことで「稼ぐ力」を高めるとともに、株主還元と して安定的かつ継続的な配当を実施し、必要に応じて自己株式の取得を機動的に行うなど、総還元性 向35%を目指します。

なお、中長期的な視点で、時価総額1,000億円超をターゲットに、企業価値向上に向けて財務 基盤強化と収益力向上に取り組んでまいります。そのために、「中期経営計画2023」で達成目標 として掲げている「資本コストを上回る自己資本利益率(ROE)の水準10%」を上回る水準を確保す るとともに、キャッシュフロー創出力を高め、持続的な企業成長に資する戦略設備投資と株主還 元を実施し、市場からの評価を得ることで「株価純資産倍率(PBR) ≥ 1」を確保すべく努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。 (https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/2270677/00.pdf)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)ないし(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i) または(ii) に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者(複数である場合を含みます。以下本(iii) において同じです。) との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。)

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当

社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間(下記(エ)にて定義されます。)を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとするとき、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断されるときには、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i)対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認す

るための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集して株主の皆様のご意思を確認すべき旨を勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される場合(この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。)に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動する

か否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、 大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこ とができるものとしております。

(工) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第144期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2023年6月28日開催の当社第141期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2) の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがいまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3) の取組みについての取締役会の判断

上記 (3) の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 (3) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 (3) の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的目つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 (3) の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項
 - ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - □ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 二 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
 - ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項
 - ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社 の監査役に報告をするための体制
 - ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ③ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に 当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を 行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、または その恐れのある行為を防止する体制を確立する。

上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。

・上記4については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

・上記⑥イについては、

当社は、企業集団を構成する各子会社等(「NASグループ」)に対して管理・指導するべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。

・上記⑥口については、

NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。

・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。

・上記⑥二については、

NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

・上記⑧及び⑨、⑩については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その 人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。なお、当該使用人が他の職 務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係 わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。

・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を 具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社 からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監 査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。

・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。

・上記③及び個については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協働しつつ、それらを推進することとしております。

・ 上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備しております。これにより、情報セキュリティ管理に対する当社の取組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

・上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な 運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、14 名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部 署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

・上記⑥イについては、

当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。

・上記⑥ロについては、

当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。

上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、NASグループ各社にも報告するとともに、結果をふまえた対応策を立案・実施しております。

・上記⑥二については、

NASグループ各社は、すべての役員及び従業員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。

上記⑦については、

当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基

づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の 金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該 内容を報告することとしております。

・上記®及び⑨、⑩については、

当社は、監査役の業務を補助すべき使用人(内部統制室兼務 1名)を設置しております。現状専任とはなっておりませんが、監査役業務補助が優先的に行われるよう配慮しております。

上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から 監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の 結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。 取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役(社外監 査役を含み、監査役会を組織)による監査を行っております。また、子会社の取締役及び監査 役とも定期的な会議、面談を実施しております。

・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。

・上記③及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	111,804
現金及び預金	17,034
受取手形及び売掛金	26,888
商品及び製品	14,730
仕掛品	32,907
原材料及び貯蔵品	16,469
その他	3,950
貸倒引当金	△172
固定資産	108,146
有形固定資産	98,683
建物及び構築物	14,727
機械装置及び運搬具	35,731
土地	36,432
リース資産	3,697
建設仮勘定	7,260
その他	837
無形固定資産	2,278
ソフトウェア	2,155
その他	123
投資その他の資産	7,184
投資有価証券	6,217
繰延税金資産	124
その他	858
貸倒引当金	△15
繰延資産	39
社債発行費	39
資産合計	219,988

科目	金額
負債の部	
流動負債	76,758
支払手形及び買掛金	22,883
設備支払手形	1,137
短期借入金	31,832
1 年内償還予定の社債	5,000
1 年内返済予定の長期借入金	5,207
未払法人税等	828
未払消費税等	2,713
賞与引当金	1,478
環境対策引当金	83
その他	5,597
固定負債	53,492
社債	8,000
長期借入金	27,817
リース債務	3,029
繰延税金負債	2,942
再評価に係る繰延税金負債	857
退職給付に係る負債	10,559
環境対策引当金	248
金属鉱業等鉱害防止引当金	6
事業整理損失引当金	22
その他	12
負債合計	130,250
純資産の部	
株主資本	84,457
資本金	24,301
資本剰余金	9,542
利益剰余金	53,845
自己株式	△3,231
その他の包括利益累計額	5,029
その他有価証券評価差額金	2,919
繰延ヘッジ損益	16
土地再評価差額金	1,585
為替換算調整勘定	509
非支配株主持分	252
純資産合計	89,738
負債・純資産合計	219,988

連結損益計算書(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金 4	額
売上高		180,341
売上原価		146,977
売上総利益		33,364
販売費及び一般管理費		13,354
営業利益		20,010
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	142	
持分法による投資利益	31	
固定資産賃貸料	125	
為替差益	339	
その他	87	739
営業外費用		
支払利息	632	
手形売却損	55	
固定資産除却損	232	
固定資産撤去費	211	
売上割引	225	
環境対策費	13	
その他	253	1,621
経常利益		19,128
特別利益		
固定資産売却益	33	33
税金等調整前当期純利益		19,161
法人税、住民税及び事業税	5,004	
法人税等調整額	465	5,469
当期純利益		13,692
非支配株主に帰属する当期純利益		127
親会社株主に帰属する当期純利益		13,565

連結株主資本等変動計算書(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位: 百万円)

		株	主	章 本	:
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	43,548	△1,246	76,145
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	_	_	△3,392	_	△3,392
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	13,565	_	13,565
自己株式の取得	_	_	_	△2,006	△2,006
自己株式の処分	_	_	8	20	28
連結範囲の変動	_	_	130	_	130
土地再評価差額金の取崩	_	_	△13	_	△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_
当 期 変 動 額 合 計	_	_	10,297	△1,986	8,312
当 期 末 残 高	24,301	9,542	53,845	△3,231	84,457

					Ę	その他の	包 括 利	益累計額	頁	非 支 配	
					その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当	期	首	残	高	1,540	6	1,572	351	3,469	5	79,619
当	期	変	動	額							
剰	余	金	の酉	2 当	_	_	_	_	_	_	△3,392
親:	会社期	株主(二帰属 利	する 益	_	_	_	_	_	_	13,565
自	2	株式	の I	取 得	_	_	_	_	_	_	△2,006
自	己	株式	0	见 分	_	_	_	_	_	_	28
連	結	範 囲	0 3	変 動	_	_	_	_	_	_	130
土土	地再訂	评価差	額金の	取崩	_	_	_	_	_	_	△13
	主資期 変	本以夕			1,379	10	13	158	1,560	247	1,808
当其	期 変	動	額(計	1,379	10	13	158	1,560	247	10,119
当	期	末	残	高	2,919	16	1,585	509	5,029	252	89,738

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

9計

主要な連結子会社の名称

ナストーア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NASTOA (THAILAND) CO..LTD.、南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社9社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

(3) 連結の範囲の変更

前連結会計年度において、非連結子会社であった南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用関連会社の数

1社

持分法適用関連会社の名称

三豊金属株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社9社及び関連会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社については、事業年度が連結会計年度と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては2月末現在で仮決算を実施しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD. (2月末日)、南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司(12月末日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

- …移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 主として定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

- ③ 環境対策引当金
 - PCB(ポリ塩化ビフェニル)等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末において その金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。
- ④ 金属鉱業等鉱害防止引当金 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備え るため、所要額を計上しております。
- ⑤ 事業整理損失引当金
 - 一部の連結子会社の事業整理に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計ト基準

当社グループは、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の 当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者に支払う額を控除した純額を収益として 認識しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

② ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等 為替オプション取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等 通貨スワップ取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等

商品デリバティブ取引 原材料及び買掛金

金利スワップ取引 借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性(リスク)を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- ③ グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。
- ④ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理 当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産124百万円繰延税金負債2,942百万円再評価に係る繰延税金負債857百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、将来の売上高や原料価格の市況推移等の仮定に基づき、事業計画として見込んだ経常利益金額を、過去の計画の達成状況と整合的に修正し見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)	担保に供	1.アハス音	李产
\ I I	4U.J.X.L. J.	しょししいる)	ヨ /生

仕掛品等(注)	6,000百万円
建物及び構築物	9,765百万円
(うち財団抵当)	(9,287) 百万円
機械装置及び運搬具	29,474百万円
(うち財団抵当)	(29,474) 百万円
土地	32,274百万円
(うち財団抵当)	(30,297) 百万円
計	77,513百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	29,235百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,310百万円
長期借入金	12,451百万円
割引手形	1,073百万円
	47.070百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

172,594百万円

3. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	2,832百万円
受取手形譲渡高	12百万円

4. 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	9,831百万円
売掛金	16,892百万円
契約資産	164百万円

流動負債「その他」のうち、契約負債 285百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3 号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める 不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社

2001年3月31日

一部の国内子会社

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1.041百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。 1,322百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 15.4

15,497,333株 (うち自己株式数 1,028,536株)

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,944	130.0	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	1,447	100.0	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

1,447百万円

② 1株当たり配当額

100円

③ 基準日

2024年3月31日

④ 効力発生日

2024年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入及び 社債によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動 及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性(リスク)を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外 貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘ ッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後6年6ヶ月であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4.会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ② ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、設備支払手形及び短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	5,233	5,233	_
その他有価証券	5,233	5,233	_
資産計	5,233	5,233	_
(1) 長期借入金	33,023	32,880	△143
(2) 社債	13,000	12,813	△187
負債計	46,023	45,693	△330
デリバティブ取引 (*)	23	23	_

^(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目 については、() で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	984

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	5,233	_	_	5,233		
デリバティブ取引						
通貨関連	_	26	_	26		
資産計	5,233	26	_	5,260		
デリバティブ取引						
通貨関連	_	3	_	3		
負債計	_	3	_	3		

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
長期借入金	_	32,880	_	32,880		
社債	_	12,813	_	12,813		
負債計	_	45,693	_	45,693		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により 算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	ステンレス鋼板及び その加工品事業	合計
日本	119,915	119,915
中国	26,889	26,889
その他	33,536	33,536
顧客との契約から生じる収益	180,341	180,341
その他の収益	_	_
外部顧客への売上高	180,341	180,341

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主として日本及び中国の顧客に対して、ステンレス鋼板及びその加工品の販売を行っております。ステンレス鋼板及びその加工品に関する取引の対価は、製品の引き渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結	会計年度
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	7,744	9,831
売掛金	21,995	16,892
計	29,739	26,723
契約資産	90	164
契約負債	295	285

契約資産は、主に顧客との工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に当社グループの製品販売にかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約 負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度に認識され た収益の額に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、 当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

6,184円80銭 933円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上を図るため。

- (2) 取得に係る事項の内容
 - ①取得対象株式の種類 当社普通株式
 - ②取得し得る株式の総数

528.000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.6%)

- ③株式の取得価額の総額
 - 1,850,000,000円 (上限)
- ④取得期間

2024年5月10日~同年6月21日

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位	:	百万円)
-----	---	------

科目	金額
資産の部 流動資産	93,641
現金及び預金	11,929
受取手形	292
電子記録債権	14,561
売掛金	8,796
商品及び製品	8,990
付掛品	31,359
原材料及び貯蔵品	15,301
短期貸付金	300
その他	2,112
固定資産	104,218
有形固定資産	90.105
建物	11,038
構築物	3,041
機械及び装置	32,907
工具器具及び備品	452
土地	32,195
リース資産	3.354
建設仮勘定	6,989
その他	129
無形固定資産	1,847
ソフトウェア	1,730
その他	117
投資その他の資産	12,266
投資有価証券	4.843
関係会社株式	6,774
関係会社出資金	119
その他	533
貸倒引当金	△4
繰延資産	39
社債発行費	39
資産合計	197,897

科目	金額
負債の部	
流動負債	67,476
支払手形	1,948
電子記録債務	4,003
設備支払手形	3,972
買掛金	9,185
短期借入金	27,522
1年内償還予定の社債	5,000
1年内返済予定の長期借入金	4,905
リース債務	501
未払金	1,390
未払費用	2,590
未払法人税等	686
未払消費税等	2,526
預り金	2,254
賞与引当金	906
環境対策引当金	83
その他	4 F1 700
固定負債	51,700
社債 長期借入金	8,000 27,303
大期旧八並 リース債務	3,014
操延税金負債	4.489
再評価に係る繰延税金負債	343
退職給付引当金	8.289
環境対策引当金	248
金属鉱業等鉱害防止引当金	6
資産除去債務	1
その他	8
負債合計	119,176
純資産の部	
株主資本	75,635
資本金	24,301
資本剰余金	9,542
資本準備金	9,542
利益剰余金	45,013
その他利益剰余金	45,013
繰越利益剰余金	45,013
自己株式	△3,221
評価・換算差額等	3,086
その他有価証券評価差額金	2,509
繰延ヘッジ損益	9
土地再評価差額金	569 78,721
	197,897
只很 * 代見任口司	137,037

損益計算書(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		152,383
売上原価		126,856
売上総利益		25,526
販売費及び一般管理費		8,287
営業利益		17,239
営業外収益		
受取利息及び配当金	784	
固定資産賃貸料	334	
為替差益	126	
その他	113	1,357
営業外費用		
支払利息	531	
手形売却損	28	
固定資産除却損	232	
環境対策費	13	
固定資産撤去費	211	
その他	378	1,393
経常利益		17,203
特別利益		
固定資産売却益	12	12
特別損失		
固定資産売却損	42	42
税引前当期純利益		17,173
法人税、住民税及び事業税	4,315	
法人税等調整額	315	4,631
当期純利益		12,542

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		株	É	Ē Ì	資	本		
	資 本 剰		割 余 金	」 余 金 利 益 剰 余 金				
	資本金	資本準備金	资★副◆◆ ₹	その他利益 剰 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		貝平华佣並	合 計	繰越利益剰余金	合 計			
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	35,868	35,868	△1,237	68,475	
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	_	_	_	△3,392	△3,392	_	△3,392	
当 期 純 利 益	_	_	_	12,542	12,542	_	12,542	
自己株式の取得	_	_	_	_	_	△2,005	△2,005	
自己株式の処分	_	_	_	8	8	20	28	
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	△13	△13	_	△13	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	
当期変動額合計	_	_	_	9,145	9,145	△1,984	7,161	
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	45,013	45,013	△3,221	75,635	

	評 価・換 算 差 額 等				
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	1,232	6	556	1,794	70,269
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	△3,392
当 期 純 利 益	_	_	_	_	12,542
自己株式の取得	_	_	_	_	△2,005
自己株式の処分	_	_	_	_	28
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	_	△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,277	2	13	1,292	1,292
当期変動額合計	1,277	2	13	1,292	8,453
当 期 末 残 高	2,509	9	569	3,086	78,721

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

- …移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度において一括償却しております。

(4) 環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)等廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(5) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にステンレス鋼板及びその加工品の製造・加工・販売を行っております。製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間にわたり均等償却しております。

- (2) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等 為替オプション取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等 通貨スワップ取引 外貨建取引及び外貨建予定取引等

商品デリバティブ取引 原材料及び買掛金

金利スワップ取引 借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動 ほか、各種相場の変動による損失の可能性(リスク)を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 4,489百万円 再評価に係る繰延税金負債 343百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)・繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

仕掛品等(注)	6,000百万円
建物	7,596百万円
構築物	1,696百万円
機械及び装置	28,226百万円
土地	27,600百万円
計	71,118百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	26,072百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,047百万円
長期借入金	12,019百万円
	42,138百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

150,640百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権14,098百万円短期金銭債務8,829百万円長期金銭債権21百万円長期金銭債務3百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定十の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△314百万円

5. 圧縮記帳

国庫補助金受入により、建物28百万円、機械及び装置1,083百万円、工具器具及び備品0百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。 なお、このうち当事業年度の圧縮記帳額は工具器具及び備品0百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高 営業取引による取引高

売上高 66,713百万円 仕入高等 16,579百万円 営業取引以外の取引による取引高 1,043百万円

2. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。

1,286百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数普通株式

1,023,513株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,535百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	277百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	997百万円
減損損失	2,395百万円
土地再評価差損	133百万円
その他	583百万円
繰延税金資産小計	6,921百万円
評価性引当額	△3,219百万円
繰延税金資産合計	3,702百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	343百万円
合併による土地再評価差額金	337百万円
分社による土地再評価差額金	7,192百万円
その他	661百万円
繰延税金負債合計	8,533百万円
繰延税金負債の純額	4,831百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア 株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,706 百万円	売 掛 金 受 取 手 形	104 百万円 907 百万円
			資金の援助	受取利息 (注2)	4 百万円	短期貸付金	300 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支 払 利 息	— 0 百万円	預 り 金	245 百万円
子会社 株 :	ナス鋼帯	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,175 百万円	売 掛 金 受 取 手 形	340 百万円 2,007 百万円
	ナス鋼帯株式会社		資金の活用	資金の預り (注3) 支 払 利 息	— 1 百万円	預 り 金	556 百万円
子会社	ナス物産株式会社	ス 物 産 式 会 社 直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	52,212 百万円	売 掛 金 受 取 手 形	2,060 百万円 6,065 百万円
			当社製品の原料等購入 %	原料等の仕入(注4)	10,793 百万円	買 掛 金 支 払 手 形	2,155 百万円 534 百万円
			資金の活用	資金の預り(注3) 支 払 利 息	— 2 百万円	預 り 金	1,117 百万円
			配当金の受取	配当金の受取	490 百万円	_	_
子会社	ナスエンジニアリング 株式会社	直接 100	% 設備設置工事等の施工	設備設置工事等の施工	3,046 百万円	設備支払手形 未 払 金	2,958 百万円 77 百万円
子会社	南鋼日邦冶金 商貿(南京) 有限公司	直接 60	当社製品の販売・委託加工	製品の販売・委託加工	2,240 百万円	売 掛 金	401 百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注4) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(収益認識に関する注記)

・収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 5,438円89銭 862円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表と同一であります。

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社 取締役会 御中

2024年5月21日

八重洲監查法人

東京都千代田区

代表計員 業務執行社員

公認会計士

渡邊 考志

業務執行計員

公認会計十

西山 香織

業務執行社員

公認会計士 相 淳一

監査音目

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの 連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結掲益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について 監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正 に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法 人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する 規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視するこ とにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に 対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結 計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業 の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金丁業株式会社 取締役会 御中

2024年5月21日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 業務執行社員

公認会計十

渡邊 考志

業務執行社員

公認会計士

西山 香織

業務執行社員

公認会計十 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本治金工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日 までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属 明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等 に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法 人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規 定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視するこ とにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対 して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書 類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外 にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが 求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表 示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められず、その運用についても、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

日本冶金工業株式会社 監査役会

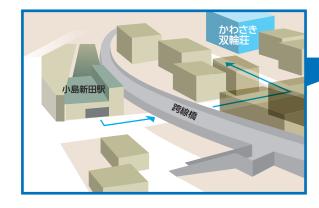
以上

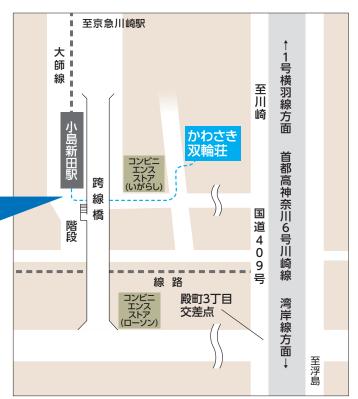
第142期 定時株主総会会場 ご案内略図



神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号

かわさき双輪荘1階









● 京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩 2分

※ 会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

